

横断幕 掲示 申請書

次のとおり、横断幕の掲示について申請します。
掲示にあたっては、本紙に記載の留意事項について承諾します。

要記載

申請日 (掲示日)		令和 年 月 日
申請者	住所	
	(ふりがな) 氏名	
	電話	(当日の連絡が取れること)
横断幕	↓対象に○ ↓ ○○○騎手 ○○○号 などを簡単に	
	幅1.2m未満	内容
	幅1.2m未満	内容
	幅1.2m以上	内容
掲出場所	東スタンド 2階通路の手すりに限る	

【留意事項】 必ずお読みください

- ①申請者 本申請は、横断幕を掲出する当日、申請者本人に限り行うことができます。
- ②数 申請できる横断幕の数の上限は、1申請者につき、幅1.2m未満のものは2枚まで、幅1.2m以上のものは1枚まで。(最大で3枚まで)
- ③大きさ 横断幕の大きさは、最大で縦1m、横3.6mまでのものが掲出可能ですが、手すりには1.1m～1.2mごとに柱がありますので、横1.1m以上の横断幕を掲出する際には、幕の前面に柱が立つことがあります。また、横断幕の掲出箇所の前にはスタンドの椅子の背もたれがありますので、横断幕が十分に見える範囲は概ね縦80センチとなります。**スタンドの椅子を横断幕で覆うことはできません。**
- ④場所 **横断幕を掲出できる場所は東スタンド(ゴール～パドック北付近)の2階通路の手すりに限りです。外部階段の手すり(踊り場を含む)には掲出できません。**なお、当組合は、横断幕を掲出する場所取りについては、一切、関与しません。**【裏面参照】**
- ⑤固定 **横断幕は手すりに「ヒモ」で結び付けてください。**テープ類や針金は使用できません。横断幕は横1.2m未満のものは4カ所以上、横1.2m以上のものは6カ所以上で手すりに結び付けてください。
- ⑥内容 騎手、競走馬、厩舎など直接的に競馬に関係しない内容は掲出できません(宣伝行為の禁止)
- ⑦色彩等 発光する仕掛けや、反射する素材などを使用した横断幕は掲出できません。
- ⑧期間 横断幕を掲出できる期間は、申請を行った当日に限ります。
- ⑨管理 当組合は、横断幕の損傷、盗難など、横断幕について、いかなる責任も負いません。
- ⑩撤去 当組合は、掲出の内容や方法、他の利用者への影響、レースの安全などについて考慮し、横断幕を撤去することがあります。この場合、横断幕の撤去にかかる、いかなる責任も当組合は負いません。(撤去した横断幕は当組合が一時的に保管します)

■横断幕を掲示できる場所について

横断幕を掲示できる場所は、東スタンド(ゴール～パドック付近)2階通路の手すりです



手すり

外階段の手すりには掲示できません

